

温暖化防止特定事業届出制度（温暖化アセス制度）

～工場・事業場の新設や、設備の新增設を行う全ての事業者の皆様へ～

兵庫県では、事業者から排出される温室効果ガス排出抑制のため、「環境の保全と創造に関する条例」により、1996年7月1日から事業者が一定規模以上の工場等の新設・増設を行う場合に、特定物質（温室効果ガス）の排出抑制対策について届出を行う「温暖化防止特定事業届出制度（温暖化アセス制度）」を施行しています。

この制度は、一定規模以上の工場や事業場の新增設等を行う場合に、温室効果ガスの排出抑制対策について、工事着工前に県に届出を義務付けているものです。

○工事着工前までに届出が必要となる事業

事業の種類	規模要件	内容
工場等の設置又は増設 〔工場・事業場の新設・増設や、工場・事業場内の設備の新設・増設・更新を指します。〕	使用する化石燃料、化石燃料由来の熱および電気の量を原油の量に換算した量	①年間 1,500 キロリットル以上の規模の工場等の設置又は増設を行う時 ②設置又は増設により、工場等の総エネルギー使用量が初めて①の規模以上となる時
	排出するHFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ のいずれかについて、その量を二酸化炭素の量に換算した量（ただし、NF ₃ は2015年度から適用）	①年間 3,000 トン-CO ₂ 以上の規模の工場等の設置又は増設を行う時 ②設置又は増設により、工場等の当該ガスの総排出量が初めて①の規模以上となる時

注：「1,500 キロリットル以上」又は「3,000 トン-CO₂ トン以上」の判断は、標準的な操業状態を想定した際のエネルギー使用量又は排出量で行います。

原油換算の方法や届出書の記載方法など、制度の詳細については、兵庫県ホームページに掲載しています。

検索サイトで「兵庫県 温暖化アセス」と検索していただくか、下記アドレスから「温暖化防止特定事業届出制度」のページにアクセスしてください。

ひょうごの環境「地球温暖化」 <http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/warming>

ひょうごの環境

はじめの方へ サイトマップ 日本語/Engl

背景色 白 青 黒 文字サイズ 標準 拡大

大気 水・土壌汚染 豊かな森づくり 地球温暖化 自然環境 環境アセスメント 環境学習 化学物質 廃棄物・リサイクル 環境白書・計画・条例 その他

カテゴリー一覧

- 計画・施策
 - 兵庫県地球温暖化対策推進計画
 - 温暖化からひょうごを守る適応策の推進
 - 兵庫県の温室効果ガス排出量
- 融資・助成
 - 防災・エネルギー設備促進貸付制度
 - 住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資
- 報告・届出
 - 特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画
 - 温室効果ガス排出抑制指導要綱
 - 温暖化防止特定事業(温暖化アセス)実施届出制度

「温暖化防止特定事業(温暖化アセス)届出制度」をクリック

《届出対象事業の判断基準》

事例	届出
<p>更地</p> <p>原油換算 1,550kL/年の新設</p>	<p>必要</p> <p>原油換算 1,500 kL/年以上又は HFC 等 3,000 t-CO₂/年以上の工場等の新設の場合、届出が必要</p>
<p>原油換算 1,550kL/年の増設</p>	<p>必要</p> <p>原油換算 1,500kL/年以上又は HFC 等 3,000t-CO₂/年以上の工場等の増設の場合、届出が必要</p>
<p>原油換算 1,000kL/年</p> <p>原油換算 550kL/年の増設</p> <p>原油換算 1,550kL/年</p>	<p>必要</p> <p>設置又は増設により、初めて工場等の総エネルギー使用量が原油換算 1,500kL/年以上又は HFC 等 3,000t-CO₂/年以上となる場合、届出が必要</p>
<p>原油換算 800kL/年の廃止</p> <p>原油換算 1,550kL/年の増設</p>	<p>必要</p>
<p>原油換算 1,550kL/年</p> <p>原油換算 800kL/年の廃止</p>	<p>不要</p>

増設と同時に一部廃止を行う場合、増設部分のみカウントする。(一部廃止分はカウントしない。)

【お問い合わせ、提出先】
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
 兵庫県環境部環境政策課
 TEL : 078-341-7711 (内線 3367) FAX : 078-382-1580